

下有住いきいき活動協議会規約

(名称)

第1条 この会は、下有住いきいき活動協議会と称する（以下、「この会」という。）。

(事務所)

第2条 この会の事務所の所在は、岩手県気仙郡住田町下有住字中上 100-5（下有住地区公民館内）に置く。

(目的)

第3条 この会は、下有住地区における地域内外の人との交流、地域環境の保全、伝統文化の伝承等を含めた地区の活性化に関する活動を行うことを目的とする。

(活動)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の活動を実施する。

- (1) 地域活性化に係る地域ビジョンの策定
- (2) 事業の総合調整と運用
- (3) 関係者相互の意見取りまとめ及び情報交換
- (4) 会の目的に沿った活動の企画及び実施
- (5) その他この会の設立の趣旨に沿った勉強会及び研修会等の開催

(組織)

第5条 この会は、下有住地区の全ての住民を構成員とする。

(役員)

第6条 役員は、会長、副会長、理事若干名、監事2名、書記、会計とする。

- 2 役員を選任は、会長、理事、監事は総会において決定し、副会長は理事の互選とする。
- 3 書記、会計は、会長が指名する。
- 4 理事の選任条件は、各自治公民館から男女各1名以上の推薦とする。
- 5 会長は、この会を代表し、会務を総括する。
- 6 副会長は、会長を補佐し、会長に事故等があるときにその職務を代行する。
- 7 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げないものとする。

(会議)

第7条 この会の会議は、総会、理事会、事業実施部会とする。

(総会)

第8条 総会は、通常総会および臨時総会とする。

- 2 総会は、構成員20名以上の出席を必要とする。
- 3 総会は、会長が招集する。
- 4 通常総会は、年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めた時、及び役員2分の1以上が招集を要

求した時、いずれも会長が招集する。

5 総会の議決は、出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第9条 総会においては、次に掲げる事項を議決する。

- (1) 規約及び関係規則の改廃
- (2) 事業報告及び収支予算
- (3) 役員を選任又は解任
- (4) 解散
- (5) その他会の運営に関する重要事項

(議事録)

第10条 総会の議事については、議事録を作成する。

(理事会)

第11条 理事会は、役員をもって構成する。

2 理事会は、会長が必要と認めた時に招集する。

(理事会の決議)

第12条 理事会は、次の事項を決議する。

- (1) 総会に提出する議案に関する事項
- (2) 活動の執行に関する事項
- (3) 総会の議決を要しない事業等の軽微な変更及び業務の執行
- (4) 事業実施部会（以下、部会という）の設置及び部会役員を選出する事項

(事業実施部会)

第13条 この会は、その目的の実現のための事業の検討と決定をする部会を置き、部会において活動を実施することができる。

2 部会の構成員は、理事、及び一般公募者により組織する。

3 一般公募者がいない場合は、会長が構成員の中から選任する。

4 部会の事業計画及びその他必要な事項は、役員会で承認し実施する。

(運営経費)

第14条 本会の運営経費については、地域交付金、補助金、助成金、寄付金、負担金その他をもって運営するものとする。

(事業年度)

第15条 この会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この会則は、平成29年6月7日から施行する。